平成２３年（フ）第２９号
群馬県高崎市箕郷町東明屋400番地１　ドリームホーム三山、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町上芝221番地６　町田アパート６号棟
債務者　東條ハツヱ
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８号
群馬県高崎市井出町673番地　福島ハイツＢ102号
債務者　久保田町子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４号
群馬県高崎市井野町807番地８　コーポ井野町201号
債務者　青木　忠雄
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５６８号
静岡県田方郡函南町間宮51番地の２
債務者　武藤　　徹
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
静岡県沼津市新宿町４番地の10　渡辺ビル301
債務者　津田　正美
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
静岡県三島市大場148番地の２
債務者　堀越　福榮
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
名古屋市東区矢田南２丁目８番16号　黎明荘２Ｆ１号
債務者　星野　　透
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７０３号
堺市東区西野74番地１　西野グリーンハイツ103号
債務者　千本　　望
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１３号
堺市東区日置荘北町２丁26番60―305号
債務者　冨士装飾こと　藤長　福男
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０４号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅10棟410号
債務者　岡本　順子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１０号
堺市北区長曽根町3007番地10　グリーンコート207号
債務者　田村　幸一
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁23番地
債務者　山口土木こと　山口　一成
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
堺市西区鳳北町８丁447番地　若竹荘３号室、前住所堺市西区草部1072番地　３棟102号
債務者　濱端　浩範
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７５号
福岡市南区寺塚２丁目20番20号
債務者　蒲池　暁生
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８号
北海道赤平市字赤平673番地
債務者　伊藤加奈子（旧姓大竹・山本）
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
盛岡市黒石野１丁目11番20号　サンパレス黒澤Ｃ―201号、旧住所盛岡市山岸６丁目28番５号　第３熊谷荘22号
債務者　蝦名　　尚
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４５号
岩手県北上市村崎野22地割38番地３　グランヒルズＢ棟102
債務者　大坊　　茂
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部